

令和4年度 第1回野田市地域福祉計画審議会

次 第

1 議 事

- 議題1 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】事業の取組状況について
(報告)

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1) あいさつ、声かけ運動の推進	地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、挨拶や声掛けのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を強調月間としこの運動の輪を広げるため地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として進めていきます。	市役所本庁舎前の懸垂塔に「あいさつ月間」(4月)の懸垂幕を掲示し、広く市民に啓発を行いました。人事課では、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開していくため、4月を「あいさつ運動強化月間」としてあります。人事課職員、新規採用職員が始業時間前に本庁舎の各出入口において、例年実施している朝のあいさつ運動は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から実施できませんでしたが、新規採用職員や主事級職員を対象とした接遇研修において、あいさつの重要性の意識づけを行いました。また、地区社協では、新型コロナウイルス感染症予防のため、ほとんどの活動が中止となりましたが、一部の地区社協では、感染症対策を講じた上で、あいさつ運動を実施しました。	懸垂塔に掲示することにより、職員、市民を問わず、あいさつ月間を周知できたと考えております。人事課では、職員研修や朝礼等において、繰り返しあいさつの重要性の意識づけを行ってありますが、更なる強化を図ることが必要であると考えております。また、コロナ禍でも実施可能な地区社協活動を検討する必要があります。今後も「あいさつ、声かけ運動」を全的に推進していくためには、地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会、学校、各団体等関係機関との連携を強化しつつ、市全体で効果的に「あいさつ」を広げていく必要があります。	市役所本庁舎の懸垂幕への懸垂幕掲示を継続し行い、4月が「あいさつ月間」であることを周知していきます。また、あいさつは地域生活を円滑に進める地域共生社会の実現のためには大切なものであり、元気で明るい野田市を築く源と考えます。人事課では、「あいさつ、声かけ運動」の取組として、市職員に対する「あいさつ運動強化月間」を継続します。また、職員研修や朝礼等において、繰り返し、あいさつの重要性の意識づけを行ってまいります。地区社協では、新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで、できることから地区社協活動を再開します。社協で「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン」を作成し、情報を共有します。	生活支援課 人事課 社会福祉協議会	83	1
	(2) 地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解される機会がほとんどないものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症予防のため、地区社協のほとんどの活動が中止となりました。各地区社協等に対し、個別に「地域福祉計画とは何か」、またこの計画が、「皆が共に手を携えて希望の持てる街」を目指して取り組んでいることの説明は行っていない状況であったため、社会福祉協議会と協議し、地区社協連絡会において、本計画の説明等を行うことといたしました。実施できておりません。	市内には全体で22地区社協があり、個別に「ふれあいいきいきサロン」や「友愛訪問」、「広報誌の発行」などの各種活動を行っています。それぞれが独立し、地区で活動しているため、働きかけは、地区社協連絡会を活用して行っています。今後、コロナ禍の中でも地域福祉計画の基本理念や目標、さらに施策の展開について地区社協等と共通の認識を持ち、地域の市民全体に広めて行けるか検討する必要があります。	新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで、年2回実施される地区社協連絡会の場を利用して、本計画の趣旨や重要性を説明しながら意見交換等を実施し、各地区の住民の方々に対して周知活動等が展開できるような協力体制の確立を目指します。また、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業への移行準備事業の一環として、地域づくりへ向けた意見交換等の実施について検討してまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	83	2
	(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、限られたスペースや、専門用語を使用することから、分かりにくい場合があります。市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起るような情報発信を進めます。	市報については平成29年4月15日号からカラー化し、イラストや写真も従前より多く見やすい構成となっており、令和2年9月15日号からはユニバーサルデザインフォントを導入している。福祉関連のサービスについては、各担当課からの記事の提出によりその都度編集しています。なお、例年記事として掲載しているものの提出がないものについては随時確認を行っています。市民誰もが読みやすく理解できるような提供方法や参加意欲の起るような行事名の付けるようにしています。パンフレット等については、文字の拡大、見出しのアレンジ、また、イラストを取り入れる等の一定の配慮に取り組んでまいりました。市ホームページについて、令和3年度中に見栄え、内容、機能について改善するため、全面リニューアル案を作成しました。	掲載記事については、福祉関連とその他の内容のバランスを考えて選択する必要があります。市民の誰もが読みやすく、理解できるような、分かりやすい表現や興味を引く事業名の付け方については、一定の配慮はしてきたものの、これだけいと言語訳ではなく、今後も市民の皆様のご意見をいただくながら、修正等を加え、出来る限り良いものとなるよう、引き続き展開していくと考えます。また、福祉部各課の情報を発信する場合は元より、それ以外の課においても共通認識を持ち、市全体で取り組む必要があります。	ホームページのリニューアル案に沿って、内容の作りこみを行います。また、ホームページの情報更新については各担当課が行っていますが、時点修正の漏れや文言の統一などのためのチェックを行います。市からの情報発信は、様々な「きっかけ」づくりの場になることが考えられます。誰もが読みやすく、市の各種事業や行事等に市民の方が興味や参加意欲が起るようするには、どのような工夫が必要なのかを十分に検討し、PR推進室と連携し全庁的に推進してまいります。また、市ホームページの時点修正等につきましても、随時実施してまいります。	PR推進室 生活支援課	83	3
保健福祉推進のための『人づくり』	(1) ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。そのために、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行います。更にボランティア活動の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設についても広報活動(相談・あっせんを含む)を行います。	① ボランティア通信の配置 「ボランティア通信」を寄月に2,000部発行し、市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。 ② ボランティア情報の掲示 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。 また、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」を全世帯に配布するとともに、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用し、ボランティア情報を周知しました。 ③ ボランティア広報活動 新型コロナウイルス感染予防のため、市内商業施設での広報活動は中止いたしました。	ボランティア通信や社福のだ等のボランティア情報を見てボランティアを希望される方から問い合わせをいただき実際に活動へつなぐことができました。引き続き情報提供を行い、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図ります。	【ボランティア通信の配置】 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行います。 【ボランティア情報の掲示】 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用しボランティア情報を提供します。 【ボランティア広報活動】 ・市内商業施設における広報活動(相談・斡旋を含む)を実施します。 ・広報誌「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用した情報の発信を行います。	社会福祉協議会 生活支援課	84	4
	(2) ボランティアの育成	ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれていますが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われております。その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協や社会福祉協議会と連携し、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティア育成に努めます。	ボランティアセンターの運営とボランティア育成のため、ボランティアコーディネーター(1名)を配置し、事業を実施しました。 ・野田市からの補助金 1,800,000円 ・職員体制: 1人(常時) ・勤務時間: 8時30分から17時15分(土日を除く) ・ボランティアセンター登録状況(令和3年度末) 82団体 1301人、個人 113人 ・ボランティアに関する相談、斡旋 相談件数 266件、斡旋件数 32件 ・福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸し出しました。 ・ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座 ・福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度における登録団体数は前年度から22団体減り82団体となりました。登録者数についても、団体登録においては333名減の1,301名、個人登録においては41名減の113名となりました。大幅に減少したボランティア人材の回復が、今後の課題となります。	ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化、ボランティア活動に参加できる環境づくりの促進、ボランティア活動者や団体及び受入先との連携とフォローの充実、ボランティア情報を積極的に収集してまいります。また、ボランティアコーディネーター1名を常時配置し、継続してコーディネーター業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事してまいります。 ・野田市からの補助金 1,800,000円 ・職員体制: 1人(常時) ・勤務時間: 8時30分から17時15分(土日祝日を除く) 【ボランティアセンターの活動状況】 ・ボランティアに関する相談、斡旋 ・ボランティア活動をした人、受けたい人の相談、斡旋 ・ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座 ・福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出	社会福祉協議会 生活支援課	84	5

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(3) ボランティア活動の支援	市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部署との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。	市民活動団体の活動を支援していくため、必要な学習会の開催や情報発信、市民活動を広く知ってもらうためのイベントを開催しました。市民との交流の場の提供として企画した「元気アップふえすた」や「こまめカフェ」については、新型コロナウイルス感染症対策により、中止しました。市民活動団体やNPO法人に対して財団法人等が行っている支援助成金の申請相談や新型コロナウイルス感染症対策の持続化給付金申請の協力などを実施しました。市民活動団体支援補助金制度については、組織基盤強化支援の補助金を継続6団体を、含む8団体に、事業発展支援の補助金を4団体に交付しました。	新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言などの発令下においても、市民活動団体やNPO法人等の活動状況の確認や相談等を実施するとともに、市民活動団体支援補助金制度により、市民活動団体の運営を財政面から支援する取組を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限され、現在も活動が停滞している団体が多いため、団体の活動再開に向けた支援について検討する必要があります。	NPO法人会計基礎講座を開催するほか助成金学習会、パソコン学習会など市民活動団体の活動を支援する講座を引き続き開催します。また、多くの市民に市民活動を知ってもらうほか、団体との交流を図る場として開催を予定している「市民活動元気アップふえすた」等のイベントを開催することで、活動が停滞していた団体の活動再開のきっかけとなるように取り組めます。	市民生活課	84	6
	(4) 学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成)	地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育における地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努めます。	市内各小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組んでいます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、例年行っているボランティアの方による車椅子体験講座は実施できませんでした。教材の貸し出しとして、申請があった学校は、6校でした。・車椅子貸出：七光台小学校、岩木小学校、尾崎小学校、関宿高校・高齢者疑似体験セット、点字器貸出：南部小学校・点字器貸出：北部小学校障がい者とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めることを目的に実施されている「おひさまといっしょ」にも、中止となりました。ボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載したガイドブック「はじめの一歩を応援します」を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布しました。	例年、市内の各ボランティアサークルの協力を得て、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めています。令和2年度に引き続き令和3年度も、総合的な学習の時間等に各校内で取り組み、貸し出しの教材を活用して、子ども達の体験的な活動を進めました。今後も、総合的な学習の時間などを活用し、子ども達が主体的にボランティア活動や高齢者や障がいを持つ方々などとのふれあい活動等に取り組めるよう、働きかけてまいります。(「野田市手話言語条例」の施行とも併せて。)また、引き続き、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、感染症対策を講じたうえで車椅子・目かくし歩行体験講座やキャラバン隊「まめっ娘」出張講習、夏休みボランティア体験講座等を実施し、ボランティアの経験やボランティアについて考える場を設けることに努める必要があります。	小中学校では、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学習に取り組めます。また、ボランティアサークルの協力を得て、車いす体験や手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めます。福祉団体やボランティアサークルの協力を得て、車いす・目かくし体験や手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めます。手話言語条例のもと、手話等のコミュニケーション手段の幅や人々との関わりをさらに広げられるよう取り組み、障がいを持つ方々への理解を深めます。・車いす・目かくし体験講座や手話の学習など・「おひさまといっしょ」や「サンスマイル」への参加⇒新型コロナウイルス感染予防のため中止・夏休みボランティア体験講座・キャラバン隊「まめっ娘」出張講習	指導課 社会福祉協議会	85	7
保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	(1) 地域福祉活動団体間の連携の強化	地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されていることから、地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携強化を図ります。	新型コロナウイルス感染症予防のため、地区社協のほとんどの活動が中止となりました。令和3年6月に地区社会福祉協議会連絡会を開催し、「コロナ禍における地区社協活動」について協議しましたが、再び感染状況が悪化し、令和4年3月に予定していた、地区社会福祉協議会連絡会は中止としました。	令和3年度については、ほとんどの地区社協の活動が中止となりました。新型コロナウイルス感染症に配慮したうえで、できることから地区社協活動を再開する必要があります。	新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで、できることから地区社協活動を再開します。社協で「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン」を作成し、情報を共有します。地区社会福祉協議会連絡会を開催し、情報提供を行うとともに、活動内容のテーマを検討し、地区社会福祉協議会活動が更に充実するよう支援してまいります。地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制構築事業への移行準備事業の一環として、地域福祉活動団体間の連携強化に向けた意見交換等について検討してまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	85	8
	(2) 地域の触れ合いの場づくり(ふれあいきいきサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいきいきサロン」等の事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	障がいのある人となない人が共に参加する行事である障がい者釣大会、サンスマイルの事業費補助のほか、おひさまといっしょについて、実行委員会の一員として支援を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも中止となりました。岩木小学校老人デイサービスセンターでは、小学校との交流会については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、学校側と協議し、対面での交流は中止となりました。また、学校より、児童が描いた絵を施設内に掲示しました。保育所では、高齢者との「伝承遊び」や「園芸菜園の耕作」等を年間行事に取り入れるなど、地域住民との交流に努めています。【交流実績】公立保育所(9施設)では、年3回から10回実施していましたが、3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となりました。	令和2年度に引き続き令和3年度も中止となりましたが、障がいのある人となない人が共に生きていく社会を実現に向けて、一緒に参加できる各行事への参加を支援する必要があります。岩木小学校老人デイサービスセンターでは、新型コロナウイルス感染症予防の観点より、利用者からも心配の意見があり、交流の中止はやむを得ない状況でした。課題としては、次年度は直接、対面する交流以外の交流機会が持てるよう計画が必要があります。3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となったが、保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することにより、高齢者と子どもとのふれあい事業の継続や充実が求められている。高齢者と一緒に花の苗植えや芋掘りを行なうことで高齢者は社会参加になり、子どもたちは世代間交流を図ることができる。	従来、開催されてきた行事について引き続き支援を行うとともに、障がい者福祉団体等が自発的に活動する事業に対して、事業費補助の支援を行います。岩木小学校老人デイサービスセンターについて、新型コロナウイルス感染症予防対策の緊急事態宣言前は、屋休みに6年生のお別れ会、合同運動会、クリスマス会などを通して交流を行っていましたが、小学校との協議で、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、交流を見合わせることで合意しており、再開時期については未定となっています。学校より、児童が作成した作品などを貸与していただき、施設内に掲示を実施いたします。引き続き、いきいきクラブの協力を得て、ホールや園庭を開放し「伝承遊び」「園芸菜園の耕作」などの交流活動を通じ、高齢者とのふれあいを深めていく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、令和2年度から見合わせている状況です。再開にあたっては、感染対策をし、実施方法を検討した上で、対応していきたいと考えています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあい事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討し、引き続き地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	社会福祉協議会 障がい者支援課 高齢者支援課 保育課	85	9
	(3) 地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みの充実として地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。	自治会との協働を推進するため、自治会の負担軽減、コミュニティ活動の維持、自治会加入率の向上を目的に、自治会事務事業の見直しを行っており、市報の配布、行政文書の配布及び環境美化活動の3項目の見直し案について、地元説明会でいただいた意見を添えて、自治会連合会で再度検討いただき、ご了承いただきました。また、防災活動、自治会集会所施設整備事業補助金、避難行動要支援者支援計画及び集団資源回収の4項目の見直しに係る市の考え方等について自治会連合会に説明しました。防犯組合は、自治会連合会を単位とする17支部を中核として、区域内の自治会等を単位とする自主防犯活動を展開しており、例年、自主的な防犯活動の支援として、年末一斉防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会等行っておりますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため防犯パトロールの自粛をお願いするとともに、防犯合同研修会の開催等が見送りとなりました。	新型コロナウイルス感染症の影響で自治会事務事業見直しの進捗が大きく遅れていた中、市報及び行政文書の配布、環境美化活動の3項目について、見直し内容を確認し、それに沿った施策を進めています。今後は、見直しが終わっていない項目について協議を進めていく必要があります。防犯活動は、地域の防犯力の向上や地域内の住民の結びつきを強化するため、継続した活動を行う必要があります。	自治会の事務事業見直しについて、野田市自治会連合会と協議を進め、自治会の負担軽減を図るとともに、自治会連合会で組織する自治会加入率促進の部会と協力して、自治会加入率向上に向けての対策を検討していきます。防犯活動では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を配慮した上で、防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会の実施等、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ります。	市民生活課	86	10

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(4) 行政職員の地域活動への参加	地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員が地域活動への参加を要請していきます。	新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、及び新規採用職員研修(第二次)において、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。	新規採用時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。また、令和3年度は中止となりましたが、例年行われていた夏の躍り七夕などには市外在住の職員も含め参加の協力を得ております。一方で、これら地域活動は、個人の活動に終始することから参加実態の把握ができない状況にあります。	新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、及び新規採用職員研修(第二次)において、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。今後も同様のカリキュラムにて職員研修を進めてまいります。	人事課	86	11
地域共生社会の実現に向けた「体制づくり」	(1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の検討を進めます。	相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めるための包括的な相談支援体制の構築へ向け、あり方を検討しました。開催回数3回生活困窮者支援調整会議参加者を対象に、重層的支援体制について説明、周知を図ったところです。	既に各分野において、一定の相談支援体制が構築されているため、個々の相談を隙間に陥らせないための分野間での連携強化、連携の核となる役割を担う機関が求められています。	パーソナルサポートセンターを総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野別にある既存の相談支援体制との連携強化を図ることで、あらゆる相談へ対応できる体制を整備します。	生活支援課	86	12
	(2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間(はざま)にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。	住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間(はざま)にある課題等の解決へ向け、相談支援体制のあり方を検討しました。	既に各分野において、一定の相談支援体制が構築されているため、個々の相談を隙間に陥らせないための分野間での連携強化、連携の核となる役割を担う機関が求められています。	パーソナルサポートセンターを総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野別にある既存の相談支援体制との連携強化を図ることで、あらゆる相談へ対応できる体制を整備します。	生活支援課	87	13
	(3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。	NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体が地域住民等と連携した活動を行えるよう、各団体の活動内容をわかりやすく市のホームページに掲載しました。また、機関紙「市民活動つうしん」について、団体向けに年6回、市民向けに年2回発行し、地域住民等と連携できるような情報提供を行いました。地区社協が実施する「ふれあいサロン」等により地域生活の課題を把握するため意見交換の場を設け検討する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防のため地区社協のほとんどの活動が中止となったため、実施できませんでした。	市ホームページや機関紙「市民活動つうしん」により、市民活動団体の活動内容等について情報提供を図りましたが、市民活動団体の活動に多くの市民が参加していただけた状況には至っていないことから、市民活動にさらなる関心をもっていただけるような取り組みを行っていく必要があります。新型コロナウイルス感染症に配慮したうえで、できることから地区社協活動を再開する必要があります。	NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体が地域住民等と連携した活動を行えるよう引き続き、各団体の活動内容を市のホームページや機関紙「市民活動つうしん」などを通して情報提供などを行ないます。また、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策により開催できなかった「こまめカフェ」や「元気アップふえすた」を開催し、市民活動団体の活動を多くの市民に知ってもらうことで市民活動への関心を広げていきます。新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえで、できることから地区社協活動を再開します。社協で「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン」を作成し、情報を共有します。地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制構築事業への移行準備事業の一環として、市民が主体的に地域生活の課題を把握し解決を試みることができる環境づくりへ向け、生活内容を検討してまいります。	市民生活課 社会福祉協議会 生活支援課	87	14
総合的・横断的なサービスの充実	(1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。	住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。	営繕課	88	15
	(2) 地域での孤立死等への対策	地域で孤立して生活している方の理由として、高齢や障がい等様々なケースがあり、孤立していることで地域で暮らしにくくなることと考えられます。このような状況では、安心して暮らせるまちとして地域全体が連携してそれぞれの役割を生かした対応が求められます。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、家族同居世帯が全員亡くなる事案が発生する等、地域で孤立する恐れがあります。地域での孤立化を防止するためには、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に近隣で助け合う地域の輪につながるよう支援するとともに、地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めていきます。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死につながるやすい人を見つける手がかりや人との関わり合いを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の家族の異変を発見した場合に適切な支援につなげることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を進めました。	孤立している方の実態や数を把握することは非常に困難なため、地域の自治会や民生委員児童委員、民間事業者等の協力を得て、異変を早期に発見し、適切な支援が求められます。更に今後は高齢化に伴い、対象者の増加が考えられるため、より多くの協力民間事業者等との協定の締結が課題であり、また、既存の協定締結事業者に対する制度確認が必要と考えます。	地域での孤立化を防止するためには、日頃からの住民同士の結び付きが最も重要と考えられることから、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に、近隣の助け合う習慣について、再度協力依頼をし、地域の輪につながるよう支援してまいります。	生活支援課	88	16

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(3)子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	<p>妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談に応じることで、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。</p> <p>児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。</p>	<p>妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口としての子ども支援室と保健センターで連携し、母子健康手帳交付時や相談、乳幼児健康診査や訪問等の地区活動をとおし、継続支援が必要な方には支援プランを作成しました。</p> <p>妊産婦や子育てする方の不安感の解消や関係機関との連携を図り、児童虐待のリスクの軽減に務めた。</p> <p>発達の支援が必要な未就学児は専門職が個別及び集団での支援を行った。</p> <p>産後ケア事業を実施し、産後うつ等、産後の心のケアや育児サポート等の支援を行った。</p>	<p>子ども支援室にて、保健師、臨床(発達)心理士、作業療法士、理学療法士、子育て支援総合コーディネーターを常時配置しており、専門的、多角的に迅速に相談に応じた。</p> <p>産後ケアについては、母子健康手帳交付時、妊娠中のケース対応、新生児訪問等で周知を図ったが申請者数も利用日数も少なかった為、周知方法及び制度の拡充について、検討が必要である。</p>	<p>保護者から様々な悩みの相談を受けた際には、保護者や児が利用できるサービスの案内を実施するとともに、児童虐待やひとり親家庭に対応できるようにしていく。</p> <p>子ども支援室の機能の一部を保健センター母子保健係が引き継ぎ、継続して妊娠届出時に必要なアセスメントを行い、支援の必要な妊婦については、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、支援を行う(母子健康手帳交付)。</p> <p>専門職が家庭訪問を行うことにより、産婦や新生児・乳児だけでなく家族全体を対象とらえた視点で支援を行う(乳児家庭全戸訪問)。</p> <p>出産直後の母子に対して、母親の身体的回復や心理的な安定等、きめ細かい支援を行う。引き続き周知方法及び制度の拡充について、検討が必要である。(産後ケア事業)。</p> <p>子ども支援室は令和4年度より子どもの発達相談室となり、言語聴覚士が加わり、発達に課題を抱えたお子さんへの支援をより厚く実施していく。虐待につながるケースの中には発達に課題のあるお子さんが含まれることも多く、育てにくさへの支援も積極的に実施していく。</p>	保健センター	89	17
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	(1)効果的・効率的なニーズの把握	<p>公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール、来所により各担当部署で受け付けてきたほか、各課の会議等の場でも出された意見等を各関係部署へ報告してきました。さらに市民からの相談、苦情、要望をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期に行える体制を整備していきます。</p>	<p>効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備については、前年度に引き続き検討を行いましたが、適切かつ具体的なシステムの構築には至っていない状況です。</p> <p>現在のところ、市民からの相談、苦情、要望等のデータベース化については、各所属において情報共有できる環境を整えるため、テスト環境を構築し、関係各課に動作確認を依頼しているところです。</p> <p>「市政メール問合せ」及び「市長への手紙」で寄せられた相談、意見、苦情は即日関係課へ転送し、対応を依頼しています。</p> <p>窓口や電話での市民相談では、市民相談係で話を伺った後、各担当窓口をご案内しています。また法律などの専門的な相談については、弁護士との法律相談や税理士との税務相談をご案内しております。</p>	<p>直接、市に入る相談や苦情、また各課で受け付けたものについて、適切かつ早期の対応を実施するためには、事例集的なものを作成し、情報を共有することで対応が可能となるか、関係各課で検討する必要があると考えます。</p> <p>前回の取組状況では、各課で受け付けた相談などの事例集を作成するというものだったが、現在まで調整の場が設けられていないのが実情です。</p>	<p>公的な福祉サービスにかかわらず、市に対する全ての相談・苦情・要望については、各課で回答した内容を事例集として作成し、関係各課と調整のうえ、全庁的に共有できる仕組みを実装してまいります。</p> <p>様々な相談、意見、苦情が増加しています。これについては、市民からの声をもとに、今後の市の取組の参考としてまいります。</p>	行政管理課 生活支援課 総務課	90	18
	(2)誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	<p>【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】</p> <p>「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。</p> <p>【福祉マップの作成】</p> <p>障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるように関係部署と連携を図り、周知広報に努めていきます。</p> <p>【転入者への担当民生委員の紹介】</p> <p>転入してきた方に対し、相談者として民生委員(児童委員)の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。</p>	<p>【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】</p> <p>市ホームページは各担当課から更新された情報を確認し、そのまま掲載あるいは疑義がある場合は再確認してから掲載しています。</p> <p>【福祉マップの作成】</p> <p>ホームページに掲載している、市内施設のアドメイト対応一覧を更新しました。</p> <p>【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】</p> <p>9月15日号の市報にあわせ、広報誌「みんせい」を発行し、民生委員児童委員の活動を紹介しています。また、新たに転入してきた方については、転入届を市民課に提出の際、ご希望がある場合に生活支援課へ案内いただいています。</p>	<p>【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】</p> <p>ポータルサイトの構築には至っていないため、目的の情報を「検索」から探す状態になっています。</p> <p>【福祉マップの作成】</p> <p>障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるように関係部署と連携を図る必要があります。</p> <p>【転入者への担当民生委員の紹介】</p> <p>転入者に担当地区の民生委員児童委員名簿を配布できるかの検討が必要です。</p>	<p>【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】</p> <p>市ホームページの令和3年度中の更新作業については、福祉関連のポータルサイトの構築までは想定していないため、ポータルサイトの構築のためには担当課と調整を行う必要があります。</p> <p>【福祉マップの作成】</p> <p>障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるように関係部署と連携を図ります。</p> <p>【転入者への担当民生委員の紹介】</p> <p>一斉改選翌年(R5年度)には、担当地区へ民生委員名簿の全戸配布を実施します。</p>	PR推進室 障がい者支援課 生活支援課	90	19

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
福祉サービス利用者の相談体制の充実	(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、平成29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っています。心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。	障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所、障がい者基幹相談支援センター及び市と一般相談に係る委託契約を締結した相談支援事業所の相談支援において、権利擁護に係る相談や、制度を必要とする方等への利用案内を実施しました。 障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内にある11か所の相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施しました。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会権利擁護部会及び野田市成年後見支援センターの共催で「権利擁護研修」を開催し、成年後見制度の周知を図りました。 野田市社会福祉協議会が設置する野田市成年後見支援センターで、認知症や知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し支援しました。 【取組実績】 (1) 相談支援事業 ① 相談件数 133件(延べ194回) (2) 法人後見事業 ① 新規受任件数 5件(後見5件) ② 終了件数 2件 ③ 現受任件数 17件(後見15件 保佐2件) ④ 後見支援員配置状況 ・現任者数 6人 ・登録者数 6人(市民後見人養成講座修了者) (3) 市民後見人養成講座(野田市委託事業) 令和3年度の実施はありませんでした。 (4) 普及啓発活動 ① 東葛市民後見人の会 創立10周年記念シンポジウム(基調講演シンポジストとして登壇) 実施日 令和3年10月29日 参加者 133名 (5) 日常生活自立支援事業 ① 新規契約者数 23人 ② 解約者数 17人 ③ 現契約者数 92人 ④ 生活支援員配置状況 ・現任者数 19人 ・登録者数 8人 野田市からの補助金 日常生活自立支援事業補助金 12,286,000円 成年後見制度利用促進事業補助金 3,890,000円	成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化を図れ、障がいがある人の成年後見を行った。野田市成年後見支援センターへの相談件数、法人後見受任件数、日常生活自立支援事業の契約件数は年々増加しています。 サービスの質を向上させるため、職員体制の拡充、職員の専門性の向上が課題です。 また、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化がさらに必要です。	障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所、障がい者基幹相談支援センター及び市と一般相談に係る委託契約を締結した相談支援事業所の相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施します。 野田市成年後見支援センターの職員体制の充実、専門性の向上を図り、質の高いサービスが提供できるように取り組んでまいります。 ・野田市からの補助金 日常生活自立支援事業補助金 12,286,000円 成年後見制度利用促進事業補助金 3,890,000円	障がい者支援課 社会福祉協議会 生活支援課	91	20
	(2) 苦情解決処理システムの利用の促進(制度の整備)	野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。	苦情解決システム運営要綱に基づき、市として福祉施設サービス苦情相談員4人を選任しました。 その他、苦情受付担当者を選出し、合わせて、各施設内の見えやすいところに掲示するなど、広く周知し啓発に努めました。 なお、具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしています。 令和3年度の申出実績はありませんでした。	苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、福祉施設へ掲示し、周知しました。今後も施設等の利用者からの苦情解決のため、引き続き制度や事業の周知に努め利用の促進を図る必要があります。	今後も引き続き苦情解決システムについて、施設等から利用者へ積極的に周知を図るよう指導し、円滑な利用の促進を図ります。	生活支援課	92	21
	(3) 地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行っています。	要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)実施人数は、延15,007人。うち介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用したケアプラン作成数は6,015人。 ・総合相談・支援の人数は延23,911人。うち、虐待等権利擁護に関する人数は、859人。 ・介護支援専門員への後方支援については、延834人に実施しました。	介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について、高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見、対応をするうえで、関係機関との連携や協力体制がさらに重要になると考えます。	今後も、引き続き関係機関との連携を図りながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援など、支援が必要な高齢者等の早期発見・対応を実施し、効果的・継続的な支援に努めます。	高齢者支援課	92	22

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
生活困窮者の支援	(1)日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。 今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。 また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業利用状況 【令和3年度実績】(令和4年3月末現在) ・相談件数 1件 ・申請件数 0件 ・入居保証 0 ・情報提供 0 生活困窮者世帯の包括的な実態把握を行ないながら、支援体制の強化を図るため、相談支援関係機関と情報共有の円滑化及び効率的・効果的な支援を行なうため毎月1回支援調整会議を実施しました。 また、コロナ禍における新たな経済支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給しました。 ○支援調整会議 12回開催 70ケース検討 住居確保給付金については、コロナ禍において、支給対象が拡大されたことから、相談、申請、支給ともに増加しました。 ○住居確保給付金 支給人数71人 延べ支給月数 273か月 支給金額 11,004,250円 ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 支給人数93人 延べ支給月数 274か月 支給金額21,740,000円 ○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 支給人数12,004人 支給済額1,200,400,000円	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。 生活支援資金の特例貸付や住居確保給付金、自立支援金といった経済的な支援を最大限活用しても自立へ結びつかない方が一定数存在しており、支援方法の検討が求められています。	住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めています。 今後も引き続き、パーソナルサポートセンターを中心に、ハローワーク、社会福祉協議会、営繕課、生活支援課との連携に努め、就労支援を強化し、既存の支援策を活用し、常用収入による自立に結び付ける支援を積極的に実施してまいります。また、自立へ結びつくことが困難な方は、速やかに生活保護の受給へつなぐこととします。	営繕課 生活支援課	92	23
	(2)自立に向けた支援	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、また、令和元年度から就労・家計など様々な面からの自立に向けた包括的な支援として、「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の三事業を一体的に行っております。今後も、支援対象者の掘り起こしと就労その他の自立に向けた支援を行っていきます。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決へ向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 564人 継続相談者数 延べ2,460人 支援件数 4,337件 (うち電話 2,328件) 就職決定者数 32人 ○就労準備支援事業 受付件数 66人 利用者数 延べ76人(利用回数 666回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 349人 継続相談者数 129人 改善者数 53人	コロナ禍において、生活困窮者からの相談が増えていることから、相談機能の強化、他機関との連携強化が求められています。	今後も引き続き、生活支援課とパーソナルサポートセンター、ハローワークの連携に努め、就労支援を強化し、常用収入による自立に結び付ける支援を積極的に実施してまいります。	生活支援課	93	24
	(3)学習支援事業	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。 平成30年度からは、小学3年生も対象にし、「子ども未来教室」として引き続き実施していきます。	経済的な理由により学習機会の少ない中学生を対象に実施してきた「ステップアップセミナー」を、平成29年度からは、「子ども未来教室」として、受講者を限定することなく基礎学力の向上や学習習慣の定着を希望する中学生全体に拡大して英語と数学の学習支援を、平成30年度からは、授業への理解の差が目立つてくる小学校3年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施しており、3年度も引き続き実施しました。 なお、新型コロナウイルス感染防止のため、開催期間の短縮や休講期間が生じました。 【対象者】 受講を希望する市内公立小中学校に通う小学校3年生及び中学校1年生から3年生まで 【開催期間】 ・小学校3年生 令和3年4月26日～令和3年10月29日(毎週1回、平均12回) ・中学生 令和3年7月1日～令和4年3月25日(毎週1回、平均24回) 【開催場所】 ○小学生 各学校の特別教室等 ○中学生:中央公民館、第二中学校、東部公民館、南コミュニティ会館、南部梅郷公民館、北コミュニティ会館、北部公民館、川間公民館、福田公民館、関宿中央公民館、関宿公民館、二川公民館、木間ヶ瀬公民館の13会場 【最終実績】 ○小学生 受講者登録者数 395人 全体の出席率 95.7% 全体の延べ受講人数 4,455人 ○中学生 受講者登録者数 287人 全体の出席率 54.2% 全体の延べ受講人数 3,770人	○小学生 小学3年生の部は、当初の予定どおり4月から開始することができましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により申込者が減少しました。しかし、会場が学校であることから、出席率は横ばいでした。 ○中学生 前年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生の部は、7月からの開催となったため、当初の予定からは実施回数が減となり、申込者は減少しました。また新型コロナウイルス感染症のまん延により、欠席者が増え、出席率は減少となりました。 ○全体 休止期間中も継続して基礎学力の向上に取り組むため、自宅で自習するための学習プリントを配布しました。今後も感染症対策を実施しながら、子どもたちの基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、実施できない期間における学習のフォローを工夫する必要があります。	今後も児童・生徒5人までにつき講師1人を配置するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟度や学習の取組状況など、個々の状況に対応して学習支援できるよう、少人数グループごとに担当の講師を決める、配慮を要する児童・生徒に対して講師を加配する等の体制をとり充実を図っていきます。 また新型コロナウイルス感染症の影響等により、「子ども未来教室」を実施できない期間が生じても、児童や生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高められるようにするため、学習プリントによる反復学習を取り入れるなど自ら学習努力を重ねていけるように学習のサポートを図ります。	生涯学習課	93	25

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めるための包括的な相談支援体制の構築へ向け、あり方を検討しました。 開催回数3回 生活困窮者支援調整会議参加者を対象に、重層的支援体制について説明、周知を図ったところです。	既に各分野において、一定の相談支援体制が構築されているため、個々の相談を隙間に陥らせないための分野間での連携強化、連携の核となる役割を担う機関が求められています。	パーソナルサポートセンターを総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野別にある既存の相談支援体制との連携強化を図ることで、あらゆる相談へ対応できる体制を整備します。	生活支援課	93	26
バリアフリー社会の確立	(1)ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、市独自の事業活動を引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、福祉のまちづくり運動推進協議会の意見を踏まえ進めます。	パトロールでの歩道路等の改修は一巡したことから、一旦凍結し、公共施設のバリアフリー改修に特化して実施しました。 公共施設のバリアフリー化については、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て、関宿中央公民館トイレ改修工事、関宿複合センター手摺設置工事、関宿会館手摺設置工事を実施しました。	公共施設のバリアフリー化については、ファシリタマネジメントの基本方針に基づき実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果と利用状況、優先度等を踏まえ、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て実施しております。	パトロール凍結に伴う歩道等の改修については、常時、全時的という観点から、公共施設周辺の施設管理者での点検に加え、協議会からは、日常生活圏域の中での危険箇所などの指摘を福祉部が窓口となって受け付けていきます。また、引き続き公共施設のバリアフリー改修に特化して実施します。	生活支援課 営繕課	94	27
	(2)ソフト面のバリアフリー	【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。 【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等と事前の情報共有を図り、災害時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。	【心のバリアフリーの推進】 毎月1日号の市報の「みんなで支えるバリアフリー」を連載し、広く周知を図りました。世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間においては、庁内職員にブルーリボンの着用を呼び掛けるとともに、障がい者団体が作成した啓発用懸垂幕を掲示し、啓発を行いました。 障がいのある人となない人が一緒に参加できる行事は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。 福祉のまちづくりフェスティバル 11月28日に「市民ふれあいハートまつり」、「市民活動元氣アップふえすた」との同時開催開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。 福祉のまちづくり講座 「障がいのある方・支える方の生活を知る」、「パラリンピックにみんなで挑戦！NEWSスポーツ!」、「お互いの思い～視覚障がい者から伝えたいこと～」「聴覚障がい者の日々の暮らしと困りごと」 会場：南部梅礼公民館(3回)37名参加 ：二川公民館(3回)55名参加 新型コロナウイルス感染症対策と制度見直しのため、要支援者名簿の配布を中止しました。 避難行動要支援者数 5,279人(内同意のあった者 4,271人) 令和4年3月31日現在	【心のバリアフリーの推進】 令和2年度に引き続き令和3年度も中止となりましたが、障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、一緒に参加できる各行事への参加を支援する必要があります。 自力避難が可能な方や家族が支援可能な方など、避難できる方が名簿に記載されていないことや、地域の高齢化により支援者が見つからないなどの課題があります。 また、ハザードマップの改定により関宿地区、川間地区、北部地区の一部の指定避難場所が解除され分散避難を呼びかけることとなったため、災害時、又は災害が発生するおそれがある場合に提供する名簿の提供方法や、要支援者の一時避難所の確保や避難方法に課題があります。	【心のバリアフリーの推進】 市報等により広く障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、一緒に参加できる各行事への参加を支援します。 福祉のまちづくりフェスティバル 12月11日に「市民ふれあいハートまつり」、「市民活動元氣アップふえすた」との同時開催を予定しております。 福祉のまちづくり講座 福祉のまちづくりを推進するために、福祉に対する様々な視点から講座を開催する予定です。 会場：北部公民館 ：木間ヶ瀬公民館 避難行動要支援者の範囲等について見直しを行い、要支援者の避難方法や避難支援者の確保の方法を検討し、実効性のある支援計画に努めます。	障がい者支援課 生活支援課 高齢者支援課	94	28
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1)コミュニティビジネスの検討	地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立ち上げ支援について検討しています。(これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。)今後とも、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。	地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者(中小企業者、学校法人、NPO法人等)を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施しました。	新規商品開発事業で採択した「関宿城出世カレー」「夢中になるバウムクーヘン」「夢中になるぶっかけパスタ醤油」の3つの商品は、販売が開始され好評を得ています。事業者によりあることや、農業との連携がないことから、農家等への働きかけや開発された商品の販売実績確認や販路拡大への支援などのフォローが必要でです。	引き続き、地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者(中小企業者、学校法人、NPO法人等)を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施します。 新商品の開発及び販路拡大を支援することで、企業・農業連携による6次産業化を図ります。 【対象事業】 ・新規商品開発事業 販売を目的として、本市の農産物や産品、歴史、風土、文化的背景等を活用した加工品等の開発を行います。 ・既存商品改良事業 加工品等の改良により付加価値の向上及び販売の拡大を図ります。 また、市報、市ホームページへの掲載を始め、市役所1階ラウンジに設置している「野田市の物産」ショーケースでの展示などにより積極的にPRしていくことで商品の販売拡大を支援していきます。	商工労政課 生活支援課	95	29
	(2)福祉協力店制度の検討	福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。	現在、「福祉協力店制度」の実施には至っておりませんが、引き続き、この制度を実施している全国の社会福祉協議会での事例など、実情把握のための情報収集を行いました。	どこまでのサービスが「福祉協力店」とするかなど、各市により違いがありますが、定期的利用をすることで地域での見守りにも繋がりが「孤立死」対策としても有効であると考えられます。 各地の社会福祉協議会が主体となって実施しており、この事業の展開には、社会福祉協議会の役割が不可欠です。野田市の実態にあった形で何が実現可能なかを引き続き検討いたします。	「福祉協力店制度」の在り方などについて、引き続き、情報収集を行い、野田市社会福祉協議会と調整の上、方向性を含めて総合的に研究してまいります。 福祉協力店制度の導入について、実現可能な方法を検討してまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	96	30

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
(1)地域におけるネットワークの強化	【地域におけるネットワークの強化】 生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。 【特定の問題に関する連携・ネットワークの強化】 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう情報共有するなど、支援を行うための基盤を整備します。	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にした、コミュニティ活動に関する研修会等の中で自殺対策についても言及してもらうことで住民間での意識の醸成の機会となり得る。	令和3年7月22日に開催された野田市自治会連合会主催の「新任自治会長研修」において、市が作成した自殺対策リーフレット「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて～相談窓口のご案内」の写しを資料として配布し、今後、悩みを抱える会員から相談を受けた際には、これら相談窓口を紹介いただくよう周知を行った。	○	令和4年7月に、令和4年度の新任自治会長研修が開催される予定のため、野田市自治会連合会の研修会担当者として協議し、同研修会の中で引き続き、自殺対策について周知いただくよう協力をお願いしていく。	市民生活課	108	31-1
		市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民活動支援センターに自殺対策を課題として活動している団体の登録がなく、相談や支援を行っていませんでした。	×	自殺対策を課題として活動する市民活動団体には、市民活動支援センターで相談や支援を行います。	市民生活課	108	31-2
		地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	地域ケア個別会議開催回数 33回 地域ケア地区別会議開催回数 6回 地域ケア包括会議 1回(書面開催) 地域ケア推進会議 1回	◎	今後も、引き続き関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	高齢者支援課	108	31-3
		高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議開催回数 1回(書面開催)	◎	今後も、引き続き関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	高齢者支援課	108	31-4
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決へ向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 564人 継続相談者数 延べ2,460人 支援件数 4,337件(うち電話 2,328件) 就職決定者数 32人 ○就労準備支援事業 受付件数 66人 利用者数 延べ76人(利用回数 666回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 349人 継続相談者数 129人 改善者数 53人	○	引き続き、生活困窮者の課題解決へ向けた相談・支援を通じ、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	108	31-5
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	・要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議2回 実務者会議13回 個別支援会議89回。 ・児童虐待相談受付件数 487件 ・進行管理件数(延べ人数) 677人 ・進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 35件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 35件 ・児童虐待防止推進月間の取組 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数429点(小学校428点・中学校1点) 優秀作品を市ホームページにて公開 ・児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。 ・児童虐待を伴うDV相談件数 令和3年度新規DV相談58件中 29件 ・児童虐待対策とDV対策を一本化した「野田市児童虐待防止・ドメスティックバイオレンス総合対策大綱」の策定	◎	・野田市児童虐待防止対応マニュアル(児童相談所編)、(学校編)、(保育所・幼稚園・学童編)、(母子保健編)、(警察編)の見直し(随時) ・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ・学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施 ・児童虐待防止推進月間におけるポスター展等の啓発事業、教職員等対象討論会、実務者研修会の実施 ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ・毎月開催される民生委員児童委員地区定例会での情報共有	子ども家庭総合支援課	108	31-6		
障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	新型コロナウイルス感染症対策により協議会の開催を中止したため、計画に基づく施策や取組の進捗状況の評価又は検証を実施しませんでした。	×	協議会計画に基づく施策や取組について、進捗状況の評価及び検証を実施します。	障がい者支援課	108	31-7		
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として5部会を開催したほか、精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場を設置し、情報を共有するとともに連携体制を拡充しました。	◎	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場で情報を共有し、地域の連携体制の強化を図ります。	障がい者支援課	108	31-8		

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
(2)自殺対策を支える人材の育成	【ゲートキーパー養成講座】ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援や相談へつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。	職員向けゲートキーパー養成研修	窓口における各種相談や税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する、ゲートキーパー養成研修を実施する。	「自殺対策に関する講習会」については、強化事業の位置付けではあるものの、その効果は計り知れないことから実施を見送り、職員自らが自殺の傾向などを分析し、真に効果的な対策について検討しました。	○	令和3年度に職員が学んだ、自殺の傾向や防止のために必要な視点を活かし、自殺を思い立つ要因となりうる場面での市民への接し方を「自殺対策の研修会(研修の名称は今後決める予定)」として実施します。	生活支援課	109	32-9
		一般向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等を対象にゲートキーパー養成研修を実施する。	「自殺対策に関する講習会」については、強化事業の位置付けではあるものの、その効果は計り知れないことから実施を見送り、職員自らが自殺の傾向などを分析し、真に効果的な対策について検討しました。	○	令和3年度に職員が学んだ、自殺の傾向や防止のために必要な視点を活かし、自殺を思い立つ要因となりうる場面での市民への接し方を「自殺対策の研修会(研修の名称は今後決める予定)」として実施します。	生活支援課	109	32-10
		ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	「自殺対策に関する講習会」については、強化事業の位置付けではあるものの、その効果は計り知れないことから実施を見送り、職員自らが自殺の傾向などを分析し、真に効果的な対策について検討しました。	○	令和3年度に職員が学んだ、自殺の傾向や防止のために必要な視点を活かし、自殺を思い立つ要因となりうる場面での市民への接し方を「自殺対策の研修会(研修の名称は今後決める予定)」として実施します。	生活支援課	109	32-11
		青少年対策事務	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	ゲートキーパー養成研修が開催されなかったことから、青少年健全育成各団体に案内と受講の推奨を行うことができなかった。	×	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行います。	青少年課	109	32-12
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	市主催のゲートキーパー養成講座が開催中止されたことに伴い、研修の案内と受講の推奨は行いませんでしたが9月の自殺予防週間に合わせ、学童指導員定例研修会において、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。	○	児童や保護者と接する機会が多い学童保育所の職員に、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。9月の自殺予防週間または3月の自殺対策強化月間に併せ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。	児童家庭課	109	32-13
		ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	市主催のゲートキーパー養成講座が感染症予防対策のため開催中止されたことに伴い、研修の案内と受講の推奨は行いませんでしたが9月の自殺予防週間に合わせ、アドバイザーに、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布しファミリー・サポート・センター事務局を通じて制度についての周知を図りました。	○	直接子育て支援に携わる提供会員に助言を行うファミリー・サポート・センターのアドバイザーに、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。9月の自殺予防週間または3月の自殺対策強化月間に併せ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。	児童家庭課	109	32-14
(3)市民への啓発と周知	【リーフレット等の作成と配布】各種手続等で窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを配布することで情報周知を図ります。 【地域のネットワーク会議を活用した情報提供】社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、情報の周知を図ります。 【自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知】9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。 【高齢者や障がい者向け啓発資料への情報掲載】高齢者や障がい者向けリーフレット等に、生きる支援に関連した相談先の情報を掲載します。	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	生きる支援に関する相談機関や相談窓口を掲載した「自殺予防対策リーフレット」を作成し、9月の自殺予防週間(9/10~9/16)にあわせて全戸配布及び公共施設窓口へ配架し、市民に対する情報周知を図りました。また、ホームページに自殺対策のページを設け、広く市民に周知を図りました。	◎	9月の自殺予防週間に合わせ、リーフレットを公共施設に配布し周知を図ります。	生活支援課	109	33-15
		図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	自殺予防週間(9/10~16)に北図書館において、関連資料の展示を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止による休館のため中止。自殺対策強化月間(3月)にせきやど図書館において、「たいせつなあなたを守るために」をテーマに資料展示を実施。	△	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等を市内図書館1か所所順番に啓発を行う。(9月南図書館、3月興風図書館)	興風図書館	109	33-16
		老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-17
		中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-18
		関宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-19
		コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	令和3年7月22日に開催された野田市自治会連合会主催の「新任自治会長研修」において、市が作成した自殺対策リーフレット「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて～相談窓口のご案内」の写しを資料として配布し、今後、悩みを抱える会員から相談を受けた際には、これら相談窓口を紹介いただくよう周知を行った。	○	令和4年7月に、令和4年度の新任自治会長研修が開催される予定のため、野田市自治会連合会の研修会担当者として協議し、同研修会の中で引き続き、自殺対策について周知いただくよう協力をお願いしていく。	市民生活課	110	33-20
人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることで、住民への情報周知や啓発を図る。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学校において実施している人権講演会についてはDVD視聴の形で実施し、人権出前講座については中止しました。	△	コロナ禍における講演会の開催について検討します。	人権・男女共同参画推進課	110	33-21		

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図る。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会などの事業は中止しました。	×	コロナ禍における講演会の開催について検討します。	人権・男女共同参画推進課	110	33-22
		育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたりリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	貸付の際に、貸与生との面談を通じて、学生の悩み等の把握に努めた。	△	今後とも引き続き、育英資金の支給対象となる学生に対して、情報周知に努めます。	学校教育課	110	33-23
		教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたりリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	校内研修や管理職との面談を通じて、教員の悩み等の把握に努めた。	△	今後とも引き続き、教職員の研修等を通じた情報の周知に努めます。	学校教育課	110	33-24
		青少年対策事務	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地区別懇談会を開催することができなかった。	×	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図ります。	青少年課	110	33-25
		青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため青少年補導員の研修会を開催することができなかった。	×	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図ります。	青少年課	110	33-26
		ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	主な相談機関の一覧を障がい福祉ガイドブックに掲載し、ガイドブックはホームページで閲覧を可能にしました。	○	障がい福祉ガイドブックの更新に合わせて、掲載が必要な相談窓口の掲載を検討します。	障がい者支援課	110	33-27
(4) 生きることの促進要因への支援	【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】 生活全般に関わる問題を気軽に相談できる場所として一体的に支援を提供する地域の拠点づくりを進めます。 【適切な介護サービス等の利用支援】 高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介護サービス等が利用できるように、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。 【子育て世帯に対する支援】 保護者に対する子どもの相談機会の提供や、自由に交流できる場の設置等を通して問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。 【児童虐待に対する支援】 児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し関係機関と連携し、課題の解決を図ります。 【支援者への支援】 介護者、市職員、教職員等、支援者のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど支援を図ります。	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	窓口や電話で、問い合わせがある都度対応した。令和3年度は610件の相談に対応した。	◎	相談者が来庁した場合は、市民相談室内で感染症対策を講じながら相談を行い、電話相談も継続している。	総務課	110	34-28
		法律相談	土地、相続、金銭貸借、親族、近隣関係など法律全般の相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	電話予約により月7回～8回、弁護士への相談を実施した。令和3年度は666件の相談に対応した。(感染対策の為、電話相談で実施)	◎	新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年4月から対面相談を中止し電話相談を行っていたが、令和4年5月から対面相談と電話相談の選択制で実施している。	総務課	110	34-29
		交通事故相談	交通事故のめもごとや示談の進め方、損害賠償の請求など相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	電話予約により月2回(奇数月は月1回)、交通相談員への相談を実施した。令和3年度は3件の相談に対応した。(感染対策の為、電話相談で実施)	◎	新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年7月まで中止し、それ以降は電話相談を行っていたが、令和4年5月から対面相談と電話相談の選択制で実施している。	総務課	110	34-30
		認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	認知症カフェ開催団体数 7団体 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催回数が減少しました。	△	今後も、自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いができる場の体制を整備していきます。	高齢者支援課	111	34-31
		えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人がつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	えんがわ開催13か所 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催箇所が減少しました。	△	地域住民との交流を通して趣味活動や仲間づくりができる通いの場を拡充することで、高齢者の介護予防や孤立化の防止に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-32
		認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	認知症サポーター養成講座開催回数 31回 認知症サポーター養成講座参加者数 1,671人	◎	今後も、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、地域で支えるサポーターを増やし、認知症の本人やその家族を支える体制を整備していきます。	高齢者支援課	111	34-33
		敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、郵送で祝い品を配布しました。 令和3年度祝金対象者: 50人 令和3年度祝品対象者: 951人	◎	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-34
		避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止に取り組みました。	△	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-35
		福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	外出が困難な高齢者等に外出する機会を作ることで、高齢者のひきこもりを抑制し、外出する負担の軽減に取り組みました。 令和3年度利用者数: 1,597人	◎	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者がひきこもることを抑制します。	高齢者支援課	111	34-36
		家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	1年以上継続して要介護4又は5の認定を受けている方を介護している家族で、世帯全員が市民税非課税であり、市税を長期間滞納しておらず、過去1年間に介護保険サービスを利用せず、過去1年間に通算90日を超える入院をしていない重度要介護者を介護している介護者に、家族介護慰労助成金として年額10万円を支給するものです。令和3年度の支給はありませんでした。	△	慰労助成金を支給することで介護者の経済的、精神的負担の軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-37

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	徘徊行動の見られる認知症の高齢者を介護する家族等に、GPS機能の付いた無線発信機を貸与し、徘徊があった場合に、市の指定した事業者がGPSで居場所を確認して家族等に伝え、徘徊高齢者の安全確保に努めるサービスを行いました。令和3年度は新規利用3人、利用資格喪失1人でした。令和4年3月31日現在利用者:3人	◎	徘徊高齢者の安全確保、自殺防止に努めるとともに、介護者の精神的負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-38
		訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯または要介護3~5の認定を受けている要介護者で、一般の利用サービスを受けることが困難な方を対象に、訪問理容サービス利用事業助成券を交付し、訪問理容費用の一部を助成するものです。令和3年度は、延べ30件の助成を行い、自宅を訪問し利用者の様子を確認することで不安の解消等に取り組みました。	◎	理容業者が自宅を訪問することで本人の状況を把握し、適切な声かけや対応を行うことで自殺防止に努めるとともに、介護者の負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-39
		合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、開催中止としました。	×	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-40
		体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、施設における受入れを制限していたため、実績がありませんでした。	×	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-41
		配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	食生活の改善と健康増進、また配食時に安否確認を行い、本人及び家族の不安の解消に取り組みました。利用者数 261名 配食数 30,950食	◎	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図ります。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を行い本人及び家族の不安解消に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-42
		家族介護教室	介護に関する知識を得ることで、高齢者介護の負担軽減や参加者同士の情報交換を行ったりできる場を設けることで孤立化の防止を図る。	令和3年度より事業廃止となりました。	×	令和3年度より事業廃止となったため。	高齢者支援課	112	34-43
		ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、日常生活に不安を抱えている方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取り、不安の解消に取り組みました。	◎	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	高齢者支援課	112	34-44
		緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	緊急通報装置を設置することで、持病を持つ方や、日常生活に不安を抱えている方に対して、精神的安心感を与えることに取り組みました。 令和3年度新規設置者:43名	◎	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることに取り組みます。	高齢者支援課	112	34-45
		介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配達時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	在宅で生活している要介護者及び要支援者を現に介護している者又は要介護者等本人に対し、介護用品を支給することにより経済的負担の軽減を図るもので、介護認定調査票等により、紙おむつの使用又は尿失禁が確認できる市町村民税非課税世帯の方を対象に、大人用紙おむつを支給しました。配達業者が自宅を直接訪問し利用者の様子を確認することで、不安の解消に取り組みました。	◎	介護用品の配達業者が直接自宅を訪問することで、本人の状況を把握し、適切な声かけや対応を行い自殺防止に努めるとともに、介護者の負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-46
		養護老人ホームへの措置入所	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的負担の軽減に取り組みました。	◎	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、負担の軽減に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-47
		複合老人ホーム野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に発見し、関係機関に相談と連携をして、支援を行いました。	◎	生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。	高齢者支援課	112	34-48

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		岩木小学校老人デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に見出し、関係機関に相談と連携をして、支援を行いました。	◎	生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。	高齢者支援課	112	34 -49
		いきいきクラブ連合会の技術支援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。	新型コロナウイルス感染症対策のため、一部大会のみ実施しました。	△	いきいきクラブにおいては、スポーツ大会、文化のイベントに参加することで健康・生きがいづくりの促進を行い、自殺リスクの低減を図っていきます。	高齢者支援課	112	34 -50
		介護相談員派遣事業	介護相談員(民生委員)の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	市に登録した介護相談員が、介護サービス施設に出向いて利用者の不満や不安を受け付け、事業者と行政の橋渡しを行い問題の改善を図っていますが、新型コロナウイルス感染症対策のため活動は中止しました。	×	介護相談員派遣事業では、訪問した介護相談員に気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するように支援します。	高齢者支援課	113	34 -51
		母子健康手帳交付	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職と子ども支援室の職員が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取り、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	個別に対応することにより、既往歴、妊婦の特性、家族の状況をより詳しく聞き取り、必要時はハイリスク、特定妊婦にあげ、他機関とも連携しフォローにつなげた。	○	子ども支援室の機能の一部を保健センター母子保健係が引き継ぎ、妊娠届出時にアセスメントを行い、支援が必要な妊婦については、関係機関と連携をとりながら、支援を行う(母子健康手帳交付)。	保健センター	113	34 -52
		子ども相談	妊娠前から18歳までの親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	・保護者の様々な悩みを傾聴し、精神面での支援を実施した。 ・発達に課題のある児に対しては、保護者の障がい受容状況を確認しながら、必要に応じて療育の利用案内を実施した。	○	・保護者から様々な相談を受けた際には、悩みを傾聴し、精神面での支援を実施するとともに、必要に応じて医療機関など関係機関につなげていく。また、児と保護者の両側面から支援を行う。	保健センター	113	34 -53
		野田市乳児家庭全戸訪問事業(新生児・妊産婦、低体重児訪問指導を含む)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	・専門職の訪問において新生児・産婦の健康状態や育児状況等の問題を把握し、指導することで問題解決や継続支援の必要なケースを関係機関と連携することができた。きめ細やかな支援に努め、保護者の育児不安の軽減につなげ、必要時、産後ケア等の利用を検討し、産後うつ等、心のケアや育児サポート等の支援を行った。 ・また、里帰りしている母子によっては、里帰り先への訪問依頼を実施し、全数の把握に努めた。 ・令和3年度も、引き続き、新型コロナウイルス感染症流行の影響で新生児訪問を希望しない産婦もいたため、電話での状況聴取や育児相談で対応し、育児不安の軽減に努めた。	○	・専門職による家庭訪問を行うことによって、出産直後の母子に対して、母親の身体的な回復や問題解決を共に行うなどきめ細かい支援を行う。また、産後うつなど、リスクのある家庭においては、産婦や新生児・乳児だけでなく家族全体を対象とらえた視点で支援を行う。 ・産後ケア事業を活用し、出産直後の母子に対して、母親の身体的回復や心理的な安定等、きめ細かい支援を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防のため、新生児訪問を希望しない産婦もいるが、目視確認が必要であるということと、予防接種の予診票を渡すなどの接種勧奨の目的もあり、全数に新生児訪問し、面接を行うように努める。訪問に理解が得られない場合には、電話や来所で状況確認を行う。	保健センター	113	34 -54
		各種健診(乳幼児)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	計測や多職種による育児相談を実施した。健診での保護者との接触機会を活用し、精神的に不安を抱えた保護者には、電話や個別相談、地区担当による継続的なフォローをするように努めた。	○	乳幼児健診での保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター	113	34 -55
		寝たきり老人訪問歯科診療	訪問時に在宅介護の状況等を確認できることから、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	歯科診療の受けられない65歳以上の在宅寝たきり老人等に対し、口腔内の衛生管理や保健指導を行った。	○	在宅寝たきり老人等に対し、口腔内の衛生管理や保健指導を継続して行う。訪問時には在宅介護の状況を確認し、自殺リスクの高い家庭環境等を把握した場合必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター	113	34 -56
		健康相談	健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	市内会場での健康相談事業は令和3年度廃止となり、個別相談は随時対応できる体制をとった。	○	個別相談を随時受付、対応できる体制を継続していく。今後も必要に応じて関係機関と連携した支援を継続する。	保健センター	113	34 -57
		24時間救急医療体制	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対応できるようにする。	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対し、保健所や精神科病院と連携しながら対応した。	○	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対し、引き続き、保健所や精神科病院と連携しながら対応していく。	保健センター	113	34 -58
		うつ病に関する知識の普及啓発	うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談、健康教育、こころの健康に関する講演会等を通して、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、知識の普及啓発を図る。	市が行っている健康相談や電話等でストレスに関する相談があった場合には、必要に応じて関係機関や相談場所の紹介を行った。(市の「障がい者総合相談センター」や健康福祉センター(保健所)の「精神保健福祉相談」等)	○	個別相談、健康教育を通して、ストレスと上手に付き合うための方法についての知識の普及啓発に努める。また、今後も相談があった場合には関係機関や相談場所の紹介を継続して行う。	保健センター	113	34 -59
		市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	納税相談において、生活困窮や生活面における困難な問題を抱えていることが把握できた場合には、適切な関係機関の相談窓口への案内を行った。 生活困窮による滞納の場合には生活再建に向けた相談が必須となるため、所属職員に対し、生活再建型納税相談の研修を実施した。	◎	市税等を滞納している方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況である可能性が高いため、聞き取りにより状況を把握し、生活再建に向けた納税相談を行い、必要に応じて適切な関係窓口につなぐ。 職員の異動や制度の変更等に対応するため、課内において生活再建型納税相談に関する研修を継続して実施する。	収税課	114	34 -60

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	自殺に関する相談 ・入居申込時の相談 0件 ・既存入居者の相談 0件 評価理由は相談件数が0件だったため	×	市営住宅の入居申込相談時や、既存の入居者で自殺リスクが見受けられた場合、関係機関と連携し支援を行う。	営繕課	114	34 -61
		消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	消費生活相談では、アドバイスやあっせんにより多くの問題を解決することができた。また、出前講座や安全安心まめメール、SNSを通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について広く市民に啓発すると共に、千葉県弁護士会と連携し、無料相談会を実施した。	○	消費生活相談における自殺リスクの早期発見と対応に努めるとともに、出前講座や消費生活展、安全安心まめメールを通して啓発を行う。また、千葉県弁護士会と連携し、無料相談会を実施し、問題の解決を図る。	市民生活課	114	34 -62
		避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があり、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	避難所開設訓練等にて避難所でのメンタルヘルスケアに係る説明を計画していましたが、コロナウイルス感染症対策のために訓練が縮小開催となったため実施見送りとなりました。	×	精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクを早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	防災安全課	114	34 -63
		人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話相談も対応しましたが、相談件数は1件(面談)でした。	○	人権相談について、相談件数が少ないため市報やホームページ等でお知らせし、面談及び電話にて対応します。	人権・男女共同参画推進課	114	34 -64
		女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和3年度の女性のための相談は126件ありました。そのうち自殺リスクの高い相談はありませんでした。	○	引き続き、女性のための相談を継続して取り組むとともに、相談者が抱える心の負担を軽減することに努め、自殺リスクの高い相談者がいた場合は、速やかに適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	人権・男女共同参画推進課	114	34 -65
		DV相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 DV相談件数 517件 一時保護延べ件数 1件 一時保護延べ人数 2人 一時保護延べ日数 5日	◎	・警察等の関係機関と連携を図り、保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続 ・DVシェルターに入所したDV被害女性に対し、退所後の自立支援を図るため、緊急に必要とする生活支援資金助成の継続 ・DVシェルターに入所したDV被害女性に対し、精神的ケアが必要なケースについて、子ども家庭総合支援課の心理士によるカウンセリングを行う。 ・DV被害女性が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力 ・情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例検討等を通じた情報交換	子ども家庭総合支援課	114	34 -66
		就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	窓口に来庁した保護者等については、家庭状況等の聞き取りを行い、生活上の悩み等の把握に努めた。	△	就学援助等の申請や相談を通して、児童生徒やその保護者の家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	114	34 -67
		育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	自殺リスクの高い者はいなかったが、貸与生との面談を通じて、自殺リスクの把握に努めた。	◎	育英資金の審査に当たり、保護者や学生との面談を通して、家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	115	34 -68
		教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	自殺リスクの高い者はなかったが、研修を通じて、自殺リスクの把握に努めた。	◎	メンタルヘルスに関する研修等を通じて、職員自身でメンタルヘルスの状態を客観視できるよう努めます。 また、職員の人事において、自殺リスクの高い職員の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し職員への支援を行います。	学校教育課	115	34 -69
		学校職員安全衛生管理事業	学校職員(支援者)の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	教員のストレスチェックや時間外勤務時間数の削減の取組を通じて、自殺リスクの低減を図ることができた。	○	今後とも引き続き、職員の健康管理を通して自殺リスクの低減に努めます。	学校教育課	115	34 -70
		学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図る。	ストレスチェックを通じて、教員の悩みの把握に努めるとともに、高ストレス者であると判明した場合には、医療機関の受診を勧める等支援を行った。	◎	職員に対するストレスチェックを実施し、その結果を基に自殺リスクの低減を図るための支援を行います。	学校教育課	115	34 -71

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		給食費の滞納金徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、直接家庭を訪問しての滞納金徴収を行うことはできなかったが、窓口に来庁した保護者等については、家庭状況等の聞き取りを行い、生活上の悩み等の把握に努めた。	△	市窓口や臨戸徴収の際に、保護者から家庭状況の聞き取りを行うことで、自殺リスクの把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	115	34 -72
		教育・いじめ相談(対象:小中学校の児童生徒)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	ひばり教育相談員や市カウンセラーが、教育相談を行った。 相談件数 2,407件	○	市内小中学校の教育相談・長欠担当、その他希望者対象に「教育相談研修会」を行う。7月25日(月)計画。	指導課	115	34 -73
		教育・いじめ相談(対象:青少年)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を行っていたが、相談者がいなかった。	△	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡します。	青少年課	115	34 -74
		つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和3年度利用人数 747人 感染症予防のためR3.4～6月、及び9月の4か月間休館しましたが、休館中は電話による相談を受けられる体制を整備しました。 相談件数 20件(うち自殺に関する相談なし)	◎	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	児童家庭課	115	34 -75
		地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和3年度利用人数 4,089人 感染症予防のためR3.4～6月、及び9月の4か月間休館しましたが、休館中は電話による相談を受けられる体制を整備しました。 相談件数 299件(うち自殺に関する相談なし)	◎	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	児童家庭課	115	34 -76
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	普段から保育の場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につなげておりますが、相談はありませんでした。	◎	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	児童家庭課	115	34 -77
		子ども館事業	子ども館を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	令和3年度利用人数 27,059人 感染症予防のためR3.4～6月、及び9月の4か月間休館しましたが、休館中は電話による相談を受けられる体制を整備しました。 相談件数 39件(うち自殺に関する相談なし)	◎	子ども館事業を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	児童家庭課	115	34 -78
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	各事業実施者に対し、自殺対策につながるよう、悩みを抱えた世帯の把握に努めるよう助言を行いました。	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -79
		児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・児童扶養手当 受給者数 1,163人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -80
		養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・養育者支援手当 受給者数 5人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -81
		ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・ひとり親家庭等医療費助成金 現物給付 16,335件 償還分 2,185件 合計 18,520件	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -82
		母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・母子・父子自立支援員相談 令和3年度実績904件 (母子家庭871件、父子家庭相談33件)	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -83

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・子育て支援 1人延べ4日 44時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) ・生活援助 実績なし	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -84
		ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・情報交換事業(2回) 18人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため7回中止	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -85
		母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	・就業支援講習会【パソコン】 受講者数 10人 【日商簿記3級】 受講者数 5人 【医療事務】 受講者数 6人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34 -86
		児童家庭相談事業(家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)対応件数(巡回相談含む) 相談件数 708件 うち要保護以外 555件 要保護 153件	◎	・広く市民に子ども家庭総合支援拠点事業を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図る。 ・令和4年8月に開設予定の児童センターと連携し、子ども家庭支援員等が、相談者の希望に応じて児童センターを訪問し、子育て等に関する相談を受ける。	子ども家庭総合支援課	117	34 -87
		児童家庭相談事業(児童虐待防止対策)	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)対応件数(巡回相談含む) 相談件数 708件 うち要保護以外 555件 要保護 153件	◎	・広く市民に子ども家庭総合支援拠点事業を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図る。 ・令和4年8月に開設予定の児童センターと連携し、子ども家庭支援員等が、相談者の希望に応じて児童センターを訪問し、子育て等に関する相談を受ける。	子ども家庭総合支援課	117	34 -88
		児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困難を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	助産施設 入所人数 3人 母子生活支援施設 利用なし	◎	児童福祉法に基づき、母子家庭や出産に際し経済的困難を始め様々な困難を抱えた世帯の母子生活支援施設や助産施設入所に係る事務を行う。	子ども家庭総合支援課	117	34 -89
		子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	・宿泊 利用人数 5人 利用日数 82日 ・日帰り 利用人数 4人 利用日数 4日 ・夜間 利用人数 1人 利用日数 2日	◎	保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図る。	子ども家庭総合支援課	117	34 -90
		育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	・利用者数 4人(内訳) 出産後1年以内の母親 3人 養育上の問題を抱える家庭 1人 ・派遣日数 60日 ・派遣時間 117時間	◎	子ども家庭総合支援拠点事業及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行う。	子ども家庭総合支援課	117	34 -91
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決へ向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 564人 継続相談者数 延べ2,460人 支援件数 4,337件(うち電話 2,328件) 就職決定者数 32人 ○就労準備支援事業 受付件数 66人 利用者数 延べ76人(利用回数 666回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 349人 継続相談者数 129人 改善者数 53人	○	引き続き、生活困窮者の課題解決へ向けた相談・支援を通じ、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	117	34 -92

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)				
		民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気付き、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	具体的な実績の把握はできていないが、相談、見守り活動を行っている中で、自殺リスクの高い市民を迅速に支援つなげられるよう、適切な相談窓口を周知しています。	○	引き続き、生活困窮者の課題解決へ向けた相談・支援を通じ、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	117	34-93
		障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がい者差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	令和3年度は2件の差別に関する相談を受け、事業所への確認等を行いました。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めました。	◎	差別に関する相談を受け、必要に応じて事業所への確認等を行います。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めます。	障がい者支援課	117	34-94
		障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	・障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、令和3年度は市長申立てを5件実施しました。また、障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めました。	◎	今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立の実施を行うとともに、成年後見制度の周知に努めます。	障がい者支援課	117	34-95
		障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて当人や家族等の支援を行う。	令和3年度は15件の障がい者虐待に関する相談を受け、養護者、事業者等への事実確認等を行いました。また、市報、ホームページ等で虐待防止の周知・啓発に努めました。	◎	障がい者虐待に関する相談を受け、必要に応じて養護者、事業者等への事実確認等を行います。また、市報、ホームページ等で虐待防止の周知・啓発に努めます。	障がい者支援課	117	34-96
		障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がい者当事者による相談業務を実施する。	障がいのある人同士でしか分からない悩みや問題の解決に向けて共に考えていく場として、令和3年度は435件の当事者相談を実施しました。なお、コロナ対策として、原則電話相談により実施しました。	◎	障がいのある人同士でしか分からない悩みや問題の解決に向けて共に考えていく場として当事者相談を実施します。	障がい者支援課	118	34-97
		(5)児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育	児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまう子どももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	各学校において、教育相談週間を実施し、児童・生徒一人一人に寄り添い相談・対応した。	○	市内小中学校の教育相談・長欠担当、その他希望者対象に「教育相談研修会」を実施し、校内における教育相談体制の確立の仕方を周知する。	指導課
		いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象にSOSの出し方に関する教育を実施する。	児童生徒の悩みや不安について、信頼できる大人や友達に相談できるように、市内の全児童生徒を対象にSOSの出し方授業を2回実施した。(実施回数2回、実施人数:小学校7271人、中学校4097人)	○	県が作成したSOSの出し方授業の教材以外に、市独自の教材を活用し、SOSの出し方教育を推進していく。実施については、環境が大きく変わる4月に1回、長期休業前の7月に1回の実施を予定している。	指導課	118	35-99

※評価区分	自殺対策の視点での事業の評価の目安	記号	件数
当初の予定通り実施できた	達成割合が80%相当	◎	49
概ね実施できた	概ね60%以上80%未満	○	26
実施は不十分だった	概ね60%未満	△	12
実施できなかった		×	12
関連事業合計件数			99

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和3年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
権利擁護支援のための『ネットワークづくり』	(1)地域連携ネットワークの構築							
	①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	権利擁護の支援が必要な人について、後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が「チーム」としてかかわる体制作りを進め、チームが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。また、後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、「チーム」に後見人等が加わる形で対応します。			本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し対応します。	高齢者支援課	126	1
	②地域における「協議会」等の体制づくり	チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、支援会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討、調整、解決などを行います。			チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関との協力、連携を進めるため、協議会の構築を進めます。	高齢者支援課	126	2
	(2)中核機関の設置及び担うべき機能							
	①広報機能	任意後見制度の活用や権利擁護の意義について広報・啓発を進めるとともに、医療・福祉の関係者、民生委員、金融機関などの関係者に対しても、支援チームの役割を説明し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と速やかな支援に結び付けます。			関係課、野田市社会福祉協議会等の関係機関との調整、協議を進め、中核機関を設置します。	高齢者支援課	128	3
	②相談機能	高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)、障がい者基幹相談支援センター等の支援機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて、成年後見支援センターを案内するなど、必要な支援につなげていけるよう、連携を強化します。			関係課、野田市社会福祉協議会等の関係機関との調整、協議を進め、中核機関を設置します。	高齢者支援課	128	4
	③成年後見制度利用促進機能	専門職団体、法人後見を行う法人等と連携して、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて、適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。特に障がい者については、本人の障がいの特性を十分に踏まえ、後見人等を選任できるよう家庭裁判所へ適切な情報提供を行います。また、後見人等の交代の推進について、必要な方策を検討します。さらに、市民後見人の育成、支援を行ってまいります。			関係課、野田市社会福祉協議会等の関係機関との調整、協議を進め、中核機関を設置します。	高齢者支援課	129	5
	④後見人支援機能	親族後見人からの日常的な相談に応じ、親族、福祉、医療等の関係者によるチームが、必要に応じて、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応を行う体制を整備します。			関係課、野田市社会福祉協議会等の関係機関との調整、協議を進め、中核機関を設置します。	高齢者支援課	130	6
	⑤協議会等の運営	地域連携ネットワークの構築に向け、相談機関の中心を担う成年後見支援センター、地域包括支援センター、専門職団体、福祉関係者、金融機関、民生委員などとの緊密な連携を図るため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会を設置するとともに、事務運営を担い、様々な問題解決につなげる役目を果たします。			関係課、野田市社会福祉協議会等の関係機関との調整、協議を進め、中核機関を設置します。	高齢者支援課	130	7